

総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業

サービスを利用するにはケアプラン（介護予防ケアマネジメントまたは介護予防サービス計画）が必要です。ケアプランの相談は無料です。担当のケアマネジャーまたは高齢者総合相談センターへご相談ください。

サービス名	内容	対象者	費用（※1）	
訪問型サービス	①介護予防訪問事業	ホームヘルパーがご自宅に訪問して、利用者が自立した生活を営めるように、生活援助や身体介護をします。	身体介護と生活援助が必要な方	1回あたり 304円
	②としま介護予防訪問サービス	ホームヘルパーがご自宅に訪問して、利用者が自立した生活を営めるように生活援助や、服薬助動や移動時の見守り程度の簡易な身体介護をします。	簡易な身体介護と生活援助が必要な方	1回あたり 300円
	③としまいきいき訪問サービス	ホームヘルパー又は、区で実施する研修修了者がご自宅に訪問して、掃除等の生活援助をすることで利用者の自立した生活を支援します。	生活援助のみ必要な方	
	④短期集中訪問型サービス事業	3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組みます。		無料
	⑤生活支援お助け隊	区で実施する研修修了者がご自宅に訪問して、掃除や洗濯、買い物など簡易な家事援助（調理及び薬の受け取りを除く）をすることで、利用者の自立した生活を支援します。	要支援1・2事業対象者	30分 300円/回 60分 600円/回
通所型サービス	⑥介護予防通所事業	デイサービスなどで、介護予防を目的とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの選択的なサービスを日帰りで受けられます。		1回あたり 412円
	⑦つながるサロン（※2）	自宅や区施設などで体操や会食等をしている自主グループによる活動（サロン）へ参加し、心身の活力の低下を予防します。	要支援1・2事業対象者 （サロンによっては一般の方も利用可能）	会食代等の実費程度 （サロンによる）
	⑧短期集中通所型サービス事業	リハビリ又は低栄養改善等が必要な方を対象に、介護予防センター等で3か月間週1回程度、専門職によるアドバイスを受けながら、体操や会食をして日常生活機能の向上に取り組みます。	要支援1・2事業対象者	無料 （会食代の実費のみかかります）

（※1） ①～③と⑥の費用は、利用者負担額が1割の方のサービスにかかる基本的な金額です。一定以上所得者は利用者負担額が2割または3割になります。また、利用する事業所や利用回数、認定結果などによって増減する場合があります。2019年10月の消費増税により変更になる場合があります。

（※2） 週1回以上、1回2～3時間程度開催している団体を区に登録し、補助金を交付し支援します。（その他要件あり）

一般介護予防事業

「介護予防運動プログラム」や「認知症予防プログラム」など、豊島区に住民登録のある65歳以上の方やその支援のための活動に関わる方を対象に様々な事業を実施しています。

詳細は高齢者福祉課発行の「いつまでもイキイキ生活」をご覧ください。各高齢者総合相談センター、高齢者福祉課（区役所4階）、高田介護予防センター等で配布しています。